

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2019

月刊

# 中小企業レポート

# 4

No.509

長野県中小企業団体中央会

特集1

伝統的工芸品魅力アップ・創造事業成果報告

特集2

2019年度税制改正のポイント



# 給与振込キャンペーン

キャンペーン期間:2019年 6月28日(金)まで

好評につき期間延長

合計

# 800

ポイント

## プレゼント!

Tポイント貯まります



T-POINT

Tポイント  
2倍増!!

期間中、新たに給与振込(5万円以上)があったお客さまが対象となります。

※期間中に給与振込のご指定およびTポイントの申請をしていただく必要があります。

けんしん BANK ATM

全国の  
けんしん BANK セブン銀行ATM

けんしんBANKのカードご利用で

# 手数料無料に感無量

# 0

円

しかも  
ここで  
ダジャレ  
ですか…



24時間いつでも  
OKなのよ!

大切な給料も  
ATM手数料で  
目減りしない!

子どもの  
仕送りにも  
便利なの!

※けんしんBANKのカードをセブン銀行ATMでご利用いただく場合、108円(消費税等含む)が必要となる有料の時間帯がありますが、即時、お客さまの口座にキャッシュバックいたします。  
●セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。●システムメンテナンス等によりご利用いただけない時間帯がございます。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

けんしん BANK

知恵と力を合わせて信州を元気に

月  
刊

# 中小企業レポート

2019

4

No.509

- 
- 2 **特集1**  
伝統的工芸品魅力アップ・  
創造事業成果報告
- 
- 10 **特集2**  
2019年度税制改正のポイント
- 
- 14 **中央会インフォメーション**
- 
- 17 **全中インフォメーション**
- 
- 18 **好機逸すべからず**  
株式会社ハルディン（東御市）  
アスリートFA株式会社（諏訪市）
- 
- 20 **市町村のイチオシ！**  
阿智村
- 
- 21 **弁護士の話**  
「中小企業と民法改正」
- 



〈表紙写真〉花桃の里

中央自動車道園原ICからすぐの日本一の桃源郷で、約5,000本の赤、白、ピンク色の3色の花が咲き誇る景色のグラデーションは圧巻です。南信州地域の中でも随一の花桃の木々が立ち並ぶ里です。花桃まつり期間中は、花桃の苗木や地元農産物・加工品などが販売されています。

特集1

# 平成30年度 伝統的工芸品魅力アップ・創造事業

～ 次世代を担う人材育成とブランド力アップを図る ～

本会は、長野県と「平成30年度 伝統的工芸品魅力アップ・創造事業」の委託契約を締結、県内の伝統的工芸品の次世代を担う人材育成とブランド力アップ、産地活性化を図るため、平成30年4月から平成31年3月まで様々な事業に取り組んできました。伝統的工芸品の産地が抱える共通の課題は、後継者不足と販路拡大といえる中、その解決の一助とするべく、1年間取り組んできた支援事業についてまとめました。

## 新事業展開 産地活性化プロジェクト

対象：木曾漆器 信州打刃物 信州からまつ家具

### ■木曾漆器 活性化への取り組み

木曾漆器のデザイン力・ブランド力向上を図るため、木曾漆器工業協同組合青年部、筑波大学、長野県、塩尻市と当会が連携、①プロジェクト推進体制の構築、②空き家の活用、改修による活動拠点の整備、③若手作家の招聘による創作活動と移住交流促進、④筑波大学学生との協働による新たな木曾漆器ブランドの構築、⑤「器の蔵」器と食のコラボによる情報発信、等に取り組んで3年目を迎えた。今年度取り組んだ主な事業内容は、次のとおりである。

#### 1. デザイン開発

ブランド構築により得られたコンセプトシートとビジュアルイメージをもとに今年度は、木曾漆器ブランドの価値を広めるため、箸のデザインに取り組んだ。箸製品のパッケージに木曾ヒノキの箸ができるまでの様子を収め、またプロモーション動画を作成し、箸に木曾漆器の情報を載せて価値を広める事業を実施した。



秋の漆器祭において漆器をPR

#### 2. 器と食

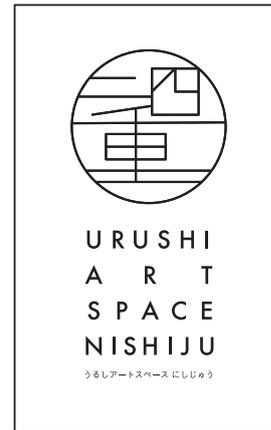
木曾の豊かな山林資源を用いた素の器をテーマとして、木曾平沢地区にとどまらず、南木曾町のロクロ木地、上松町のへぎ板、塩尻市の曲げ物等をリサーチし、それらを素地とした器をデザインして「かしだしっき」を2016年に制作した。

今年度は、10月21日(日)に開催された秋の漆器祭においてその制作した漆器「かしだしっき」を活用、訪問客に漆の器の良さをPRした。

### 3. 空き家の活用

木曾平沢地区では、空き家・空きスペースが増加傾向にあり、その活用が望まれ、2年間にわたり木曾漆器の青年部の活動・交流拠点を平沢の街中に改修・整備した。

今年度は、活動・交流拠点を「二四重 URUSHI ART SPACE」にネーミングとロゴを決定、パーテーション、ドア等の整備を行った。



活動・交流拠点のロゴマーク

## 木曾漆器 3年間のまとめとして

#### ◆研究の目的

本研究の目的は、日本の伝統的工艺品を生産する漆器産業の新たな振興策を提示するとともに、木曾漆器工業協同組合の青年部が策定したビジョン「檜川・工芸の人々が集う街～作り手が住みたくなる街を目指して～」の実現に向けて事業を実施した。

#### ◆研究推進体制の構築

次の組織により、協力体制を構築して事業推進を行った。

- ・ 木曾漆器工業協同組合青年部
- ・ 国立大学法人筑波大学
- ・ 長野県産業労働部ものづくり振興課
- ・ 長野県中小企業団体中央会
- ・ 塩尻市産業振興部

#### ◆ブランドの構築・デザインの開発

2016年度にブランド構築による「コンセプトシート」と「ビジュアルイメージ」を確認、同年度中に木曾地域の山林資源を用いた素の器である「かしだしっき」を制作した。

また、2018年度には箸に木曾漆器の情報を載せて木曾漆器・日本の伝統的工艺品の価値を広めるため、デザインに取り組み、箸製作のプロモーション映像を完成させた。

#### ◆器と蔵

木曾平沢の空き家となった住宅には漆器製造のために造られた蔵が多く存在する。その蔵を食空間として活用することを念頭に置き、共同食事スペースの提案を行うため、筑波大学の学生を交えて3年間ワークショップを開催した。また、2017年度、2018年度に開催された秋の漆器祭において「かしだしっき」を活用して訪問客に料理等を提供し、漆器の使いやすさ・良さ等をPRした。

#### ◆空き家の活用・青年部活動拠点の整備

空き家の活用においては、2016年度、2017年度において木曾平沢の空き家をリサーチし、地域住民へのインタビューを踏まえ、現状・要望等を把握した。

青年部活動の拠点整備としては、木曾平沢の街中にある二四重商店の家主の協力を得て同店舗を拠点として活用することとなり、3年間連続して改修・整備を行うとともに、アーティスト・イン・レジデンスとして作家が利用できる宿泊施設の整備も同時に実施、活動・交流拠点を「二四重 URUSHI ART SPACE」としてネーミングとロゴを決定した。

青年部の活動拠点のほか、アーティスト・イン・レジデンスの作品の制作拠点、ギャラリー、イベント会場として使用している。

### ◆アーティスト・イン・レジデンス

アーティスト・イン・レジデンスとは、各種の芸術制作を行う人物を一定期間ある土地に招聘し、その土地に滞在しながらの作品制作を行わせる事業のこと。2017年度には、現代美術家の佐藤香氏が2カ月間木曾平沢に滞在、周辺地区の土を活用した現代美術作品を、また、筑波大学生も2週間程度滞在して漆を使った作品を制作した。2人の作品は、同年の秋の木曾漆器祭において披露された。



佐藤香氏による作品制作風景

## 『かだしっき』の制作と運用

かだしっきとは、筑波大学と木曾漆器青年部が新たなブランド構築のためのデザイン開発及び器の蔵事業に取り組む中で生まれた5～10人程で使用する拭き漆による貸し出し用の漆器のこと。「器の蔵」構想を推進するために、食事会や人の集まる場に貸し出すことを前提として制作された。クリの挽き目皿と同様に南木曾のロクロ木地で仕上げた。盛り器の材はセン、小皿の材はクリ。貸し出す器として、メンテナンスが簡単な拭き漆（小皿のみ炭粉蒔き）とした。今後の展開を考慮してロゴマークを作成するとともに、持ち運ぶことを考え風呂敷を制作した。



かだしっき



- かだしっき  
1セット
- ①大皿（セン、スリ漆） 300×300 高さ42mm
- ②鉢（大）（セン、スリ漆） 300×300 高さ66mm
- ③鉢（小）（セン、スリ漆） 255×255 高さ66mm
- ④取り皿 10枚（セン、そば殻炭粉、スリ漆）  
19.5×19.5 高さ24mm

上記セットが4セット  
①4枚②4枚③4枚④40枚  
風呂敷4枚



- 挽き目皿（クリ、そば殻炭粉、スリ漆）  
270×270 高さ25mm  
25枚



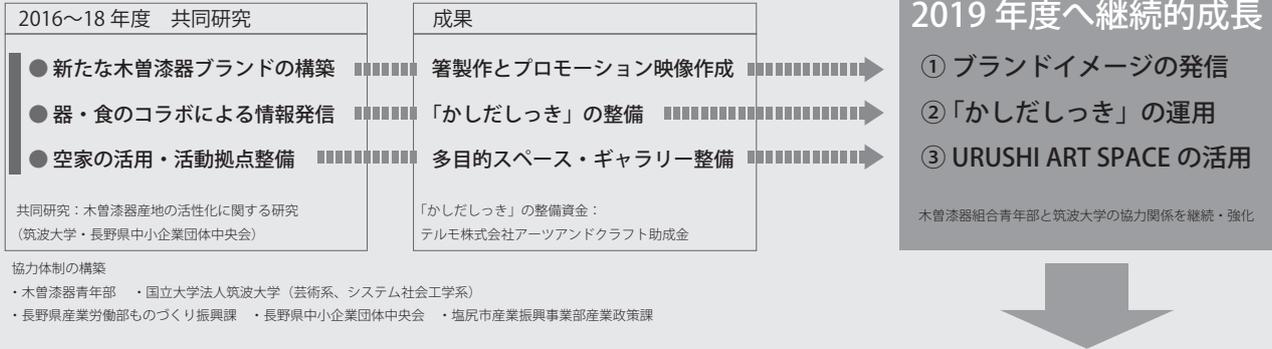
- へぎ板皿（ネズコ、透漆塗り立て）  
630×160 高さ10mm  
18枚



- ワッパ皿（ヒノキ、サワラ、スリ漆）  
180×120 高さ15mm  
50枚

## 木曽漆器 産地活性化 2019年度事業計画イメージ図

### 木曽漆器振興 2019 年度事業計画 青年部 × 筑波大学



### 2019 年度事業計画

#### ① 新たな木曽漆器ブランドの構築

→ 情報発信：「箸」× プロモーション映像



箸のパッケージ・プロモーション映像には英語を表記し、海外への展開も視野に入れる。

→ ブランド構築・販路の開拓

デザインショップ、ミュージアムショップ、伊勢神宮等の販路開拓。箸をテーマにした展覧会の開催。

#### ② 器と食のコラボによる情報発信

→ 「かしだしっき」の具体的な運用



→ 奈良井宿とのマッチング事業

奈良井の旅館・民宿と漆器店をマッチングし、観光客が漆器店を訪問しやすい環境をつくる。インバウンドを視野に入れ英語の冊子等を作成。

#### ③ 空家の活用

→ 二四重 URUSHI ART SPACE の活用



ギャラリー・イベントの実績を作りつつ、運用のルールを策定し、一般の方々の活用を促し、外部と繋がる場（セミパブリックな空間）とする。

木曽漆器青年部部長 酒井幹治、筑波大学芸術系准教授 宮原克人

## 2019年度の事業計画

2019年度は、3年間の共同研究の成果を踏まえ、次の3点について重点的に取り組む予定である。

### ◆ 新たな木曽漆器ブランドの構築

2018年度に制作した箸のパッケージ・プロモーション映像を活用するとともに、英語の表記等を行い、海外展開も視野に入れた事業活動を行う予定。

また、新たな販路開拓にも取り組み、加えて「箸」をテーマとしたブランドイメージの発信をしていく。

### ◆ 器と食のコラボによる情報発信

「かしだしっき」の貸出ルール等を作成し、具体的な運用を開始していく。

奈良井宿の旅館・民宿等と木曽平沢の漆器店をマッチングし、観光客が漆器店を訪問しやすい環境づくりやインバウンドを視野に入れた英語の冊子等の作成を検討していく。

### ◆ 青年部拠点「二四重」の活用

「二四重 URUSHI ART SPACE」のギャラリー・イベントの実績を作りつつ、運用ルールを策定、一般の方々の活用を促し、外部とつながる場（セミパブリックな空間）として運用を図る。

## ■信州打刃物 活性化の取り組み

昨年、6月22日(金)・8月6日(月)の2回実施した。テーマは、「信州打刃物ブランド発信と販路拡大について」。専門家としてthe signature storeマネージャー 羽田靖子氏にアドバイスを受けた。

## ■信州からまつ家具 活性化の取り組み

2月21日(木)に実施した。テーマは、「針葉樹家具、落葉樹家具のブランド化」。専門家は、エグチデザインスタジオ主宰の江口勲氏に依頼してアドバイスを受けた。

### 後継者育成・確保 技術伝承講習会

## ■伝統工芸技術伝承講習会

各産地において、伝統工芸士、卓越技能者等の熟練技術者を講師に、伝統技術・技能の継承や担い手の確保を図るために講習会が開催された。対象としたのは経済産業大臣指定7品目のうち「木曾漆器」「内山紙」「信州打刃物」、長野県知事指定18品目のうち「長野県農民美術」「信州竹細工(須賀川・戸隠中社)」。



内山紙の技術伝承風景

### 各産地の技術伝承事業の概要

#### ■信州竹細工 (須賀川竹細工振興会)

- ・回数 12回
- ・内容 須賀川竹細工製作技術の伝承
- ・参加者 10名

#### ■信州打刃物 (信州打刃物工業協同組合)

- ・回数 10回
- ・内容 信州鎌の製作技術の伝承
- ・参加者 4名

#### ■長野県農民美術 (長野県農民美術連合会)

- ・回数 6回
- ・内容 こっぱ人形技能伝承講習会  
(基礎力養成講座)
- ・参加者 24名

#### ■木曾漆器 (木曾漆器工業協同組合)

- ・回数 6回
- ・内容 漆修復技術講習会
- ・参加者 22名

#### ■内山紙 (内山紙協同組合)

- ・回数 8回
- ・内容 手漉き内山障子紙の伝統技術の伝承
- ・参加者 4名

#### ■信州竹細工 (戸隠中社竹細工生産組合)

- ・回数 5回
- ・内容 戸隠竹細工製作技術の伝承
- ・参加者 8名

## 商品開発・販路開拓 銀座NAGANO・伝統工芸品展など

### ■銀座NAGANO展示会

信州をつなぐ長野県の首都圏情報発信拠点として東京銀座にオープンした銀座NAGANOにおいて、首都圏の消費者に向けて伝統的工芸品の情報発信・PRを行うため、展示販売・実演・体験等のイベントを実施した。

### ◆ワークショップ・展示販売会

昨年の7月20日(金)・21日(土)に開催。メインテーマは、「信州の伝統的工芸品の魅力に触れる～信州紬の『ワークショップ』『手織り体験』『糸づくり体験』～」。蚕が作る繭糸は5,000年の歴史があるといわれ、信州紬は江戸時代から技術が受け継がれてきている。その信州紬の良さを広めるため、卓上型織機によるmyシルクハンカチ製作のワークショップ、手織り機(実機)による手織り体験、簡易器・手紡糸器による糸づくり体験を実施、併せて信州紬の商品販売も行い、信州の伝統的工芸品を肌で感じてもらった。



手紡糸器を設置、繭玉による説明風景

#### 【職人による実演・ワークショップ】

- ・実演  
信州紬 伝統工芸士 久保田 治秀 氏
- ・卓上型織機による my シルクハンカチ製作のワークショップ  
参加者 計18名
- ・手織り機(実機)による手織り体験  
参加者 計9名
- ・簡易器・手紡糸器による糸づくり体験  
参加者 数十名



卓上型織機によるワークショップの様子



伝統工芸士による手織り機による体験

## ■信毎メディアガーデン 信州の伝統工芸品展



飯山仏壇の技術を使った指輪づくりのワークショップを行う

長野県内の伝統的工芸品を身近な方々に見て、触れて、体験してもらうために、信州にある伝統的工芸品のパネル展示、各産地を紹介した動画の放映を行い、また木曾漆器・内山紙・飯山仏壇の魅力に触れるワークショップを開催した。

昨年の10月28日(日)に開催。テーマは、「信州の伝統的工芸品展～作り手によるワークショップの実施、商品の販売、パネル展示～」。



展示販売(木曾漆器)の様子

- ◆信州の伝統的工芸品のパネル展示
- ◆会場での伝統的工芸品の動画放映
- ◆作り手によるワークショップ・商品販売

### ワークショップの内容

#### 1) 木曾漆器

「corot ブローチ蒔絵絵付け体験」

・講師 手塚 希望 氏

(有)ちきりや手塚万右衛門商店)

参加者 計10名

#### 2) 内山紙

「かんたんローズのリース」

「ふわふわローズのフォトフレーム」

「スタンプで和紙のしおりづくり」

・講師 上埜 暁子 氏

参加者 計11名

#### 3) 飯山仏壇

「彫金ストラップづくり」

「指輪(すず製)づくり」

「ブレスレットづくり」

・講師 鷲森 敏男 氏 (鷲森金具 代表)

参加者 計10名

## ■第34回長野県伝統工芸品展

1月16日(水)から22日(火)まで7日間、松本市「井上百貨店7階催事場」において第34回の長野県伝統工芸品展が開催された。

目的は、大量消費社会の中、生活の中で大切に扱われることで深みを増す伝統的工芸品の魅力に着目した企画展示を行い、長野県内伝統的工芸品の「伝統技術」、「地域性と多様性」などを広く長野県民にアピール(普及・啓発)、併せて潜在的需要の喚起を図り、各産地の活性化に寄与すること。

今回のテーマは、「信州の匠がみせる、磨き抜かれた伝統の技」。松本家具(椅子の組み立て作業)、木曾漆器(木曾堆朱塗の工程の一部)、南木曾ろくろ細工(製品の手挽き)、信州紬(格子柄の紬織り)については、日頃、この場所では見せることができない本格的な実演を土日に実施した。

平日には松本市近隣の小学校の児童による伝統的工芸品に関する「ワークショップ」を実施、土日の各産地の「ワークショップ」については小学生は体験料を無料とした。

また、土日には「信州打刃物職人による包丁研ぎサービス」も行うと共に、インバウンド対策として初めて英語版のチラシを作成し、会期中に街中で配布した。



本格的実演(南木曾ろくろ細工)を行った

## ■信州まつもと空港への展示

前年度から引き続き、信州まつもと空港2階の多目的ホール・展示ケースを活用して長野県内の伝統的工芸品の展示を行っている。11月28日(水)から信州からまつ家具等を展示している。



松本空港への展示風景



インバウンド対策の英語版チラシ

## ■まとめ

長野県内の伝統的工芸品の産地が抱える共通の大きな課題は、「販路拡大」と「技術伝承」の2つある。どちらも、簡単には解決せず、時間をかけて取り組む必要性もある。この事業を活用しつつ、毎年、地道に事業活動を行っていくことが大切であり、中央会としては、次年度以降も、継続的な支援を行っていく予定である。

# 2019年度税制改正のポイント

## (中小企業・小規模事業者関係)

本年度の税制改正では、事業承継を支援する税制措置が新設・拡充されることが盛り込まれています。組合及び組合員に関係の深い項目について抜粋して掲載していますので、詳細につきましては、中小企業庁のホームページ等でご確認ください。

中小企業庁URL <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.htm>

### 個人版事業承継税制の創設 (相続税・贈与税)

新設

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加<sup>(※)</sup>。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設する。**

#### 改正概要

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4,000件に迫る勢い。

<p><b>① 多様な事業用資産が対象</b></p> <p>事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで)</li> <li>○機械・器具備品 (例) 工作機械・パワーショベル・診療機器 等</li> <li>○車両・運搬具 [工作機械] [診療機器]</li> <li>○生物 (乳牛等、果樹等)</li> <li>○無形償却資産 (特許権等) 等</li> </ul>	<p><b>② 相続税だけでなく贈与税も対象</b></p> <p>生前贈与による早期の事業承継準備を支援</p>
	<p><b>③ 納税額の全額 (100%) が納税猶予</b></p> <p>後継者の承継時の現金負担をゼロに</p>
	<p><b>④ 10年間の時限措置</b></p> <p>2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象</p>

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要  
②2019年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

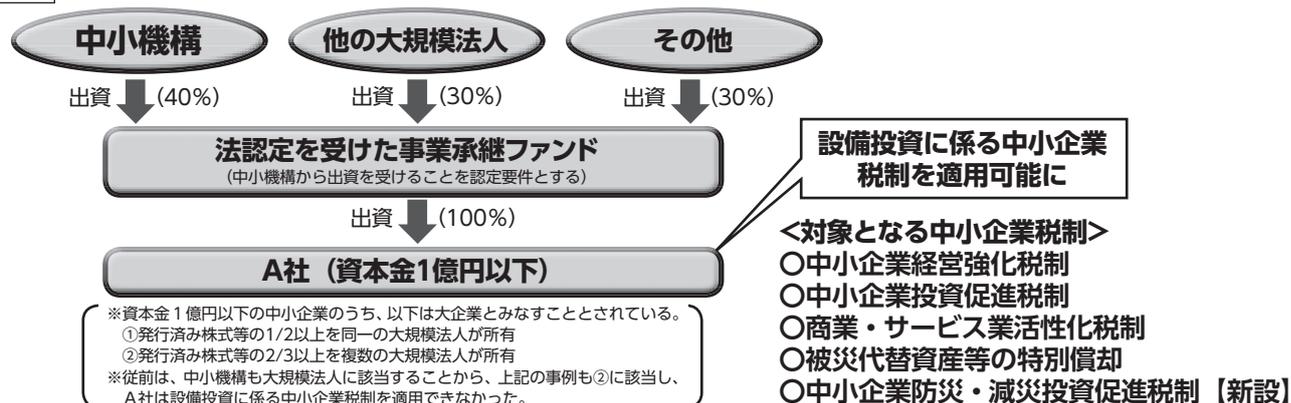
### 中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例 (法人税・法人住民税・事業税)

新設

- 将来的なM&Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、**近年その数は増加傾向**。
- 他方、事業承継ファンドを通じた中小機構による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、**設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。**
- このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、**中小機構出資分を大企業保有分と評価しないこととする措置を講ずる。**

#### 改正概要

【適用期限：各租特の適用期限に準ずる】



**中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設** (法人税・所得税・事業税) 新設

- 自然災害が頻発する中、**災害による影響を軽減するための事前対策の強化**は喫緊の課題。
- 中小企業が**災害への事前対策を強化するための設備投資**を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却(20%)**を講じる。
- 事業者が作成した**事前対策のための計画**を、**経済産業大臣が認定**。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

**改正概要** 【適用期限：2020年度末まで】

**税制の概要**

**【対象者】**

事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた中小企業・小規模事業者

**【対象設備】**

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

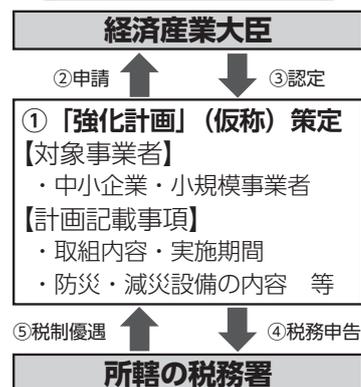
<対象設備>

- ✓ 機 械 装 置 (100万円以上)：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器 具 備 品 (30万円以上)：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備 (60万円以上)：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

**【税制措置の内容】**

対象設備への投資に対する特別償却(20%)を講じる。

**【税制措置のスキーム】**



**中小企業者等の法人税率の特例の延長** (法人税・法人住民税) 延長

- **中小企業者等の法人税率**について、**年間800万円以下の所得金額**に対する税率は、**19%から15%に軽減**されている。
- 海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘される中、**中小企業・小規模事業者の経営基盤を引き続き強化するため、本税制措置の適用期限を2年間延長**。

**改正概要** 【本則：期限の定めなし】【租税特別措置法：適用期限 2020年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、2021年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租税特別税率
大 法 人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

**研究開発税制の拡充 (中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置の延長)** (所得税・法人税・法人住民税) 延長

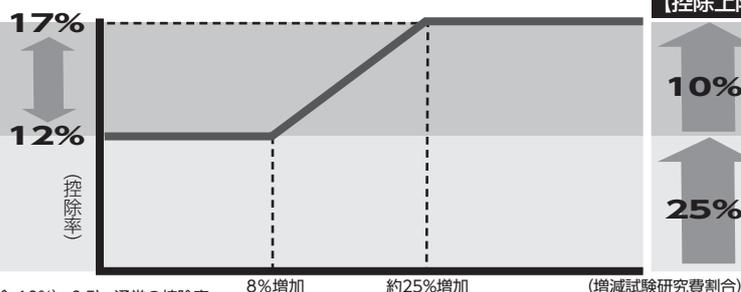
- 中小企業技術基盤強化税制は、試験研究費の12%に相当する額を法人税額から控除する制度（法人税額の25%が上限）。試験研究費を一定割合増加させた場合には、最大で試験研究費の17%、法人税額の35%まで控除可能となっており、**この上乗せ措置を2年間延長**する。

**改正概要** 【適用期限：時限措置については2020年度末まで】

**【控除率】**

**上乗せ措置 (時限措置)**  
 試験研究費の増加に応じて12～17%を控除  
 →控除率12%超の部分は時限措置 (大企業の場合は6～14%)  
 ※【新設】  
 売上高試験研究費割合10%超の場合は、控除率を上乗せ(上限17%)(時限措置)

**本体 (恒久措置)**



\*控除率=通常の控除率+(売上高試験研究費割合-10%)×0.5×通常の控除率

**中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長**（法人税・所得税・法人住民税・事業税） 延長・強化

- 中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするための税制として、**中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制**を措置しているところ、**中小企業の積極的な設備投資を後押しし、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長。**
- 加えて、中小企業経営強化税制については、**働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化**するといった強化を行う。

改正概要 【適用期限：2020年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却又は税額控除10%（※7%） <b>⇒延長・強化</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資</div> </div> </div>			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>【中小企業投資促進税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) <b>⇒延長</b></p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>【商業・サービス業活性化税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) <b>⇒延長</b></p> </div>		

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

**中小企業投資促進税制**（法人税・所得税・法人住民税・事業税） 延長

- **中小企業投資促進税制**は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**（※）の適用を認める措置。
- 引き続き、中小企業の設備投資を促すため、**本税制措置の適用期限を2年間延長。**

改正概要 【適用期限：2020年度末まで】

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等）</li> <li>・ 従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く） ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】		
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】		
	・ 一定のソフトウェア【1つのソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く		
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主		
	資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却	又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却	

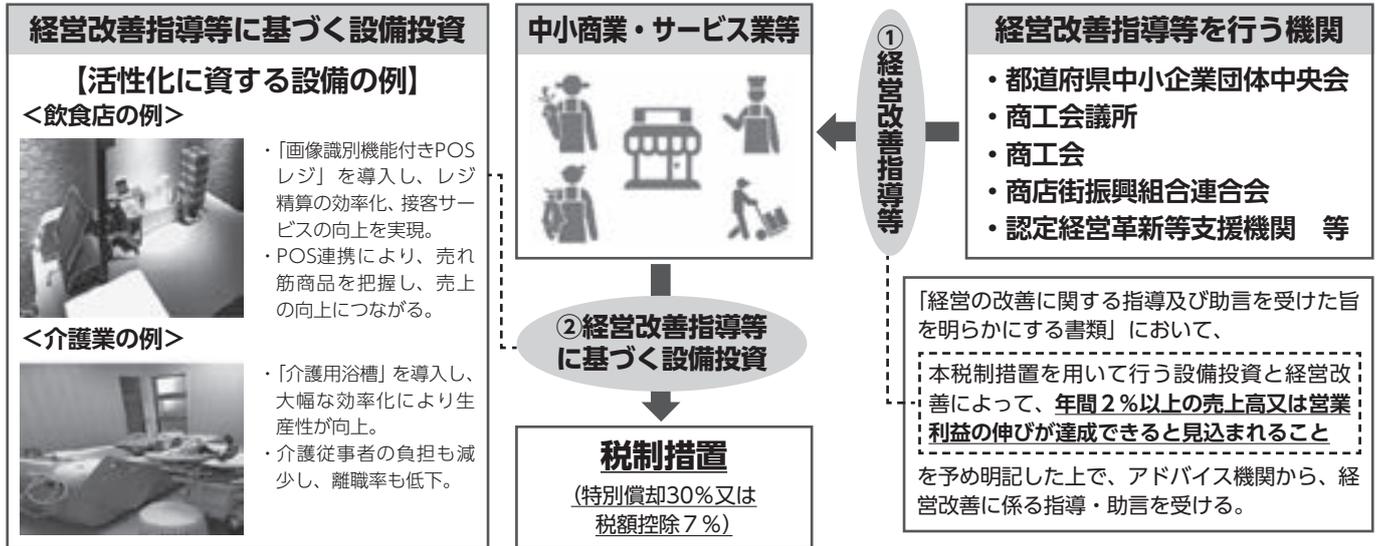
**商業・サービス業・農林水産業活性化税制** (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長

- 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、**建物附属設備** (1台60万円以上) 又は**器具・備品** (1台30万円以上) を取得した場合に、**特別償却 (30%)** 又は**税額控除 (7%)** (※) を認める措置。
- 消費税率の引上げを見据えつつ、**商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資と経営改善を引き続き促進すべく**、本税制措置の効果がより高まるよう適用要件に所要の見直しを行った上で、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

**改正概要** 【適用期限：2020年度末まで】



**中小企業経営強化税制** (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長・強化

- **中小企業経営強化税制**は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、**即時償却及び税額控除 (10%)** (※) のいずれかの適用を認める措置。
- **中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押し**するため、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。
- また、**働き方改革に資する設備** (休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等) も**本税制措置の適用対象であることをQ&A集等を通じて明確化**。

※資本金3,000万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7%。

**改正概要** 【適用期限：2020年度末まで】

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置 (160万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上) ◆器具・備品 (30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備 (60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア (70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること*、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと等	
税制措置	即時償却又は7%税額控除 (資本金3,000万円以下もしくは個人事業主は10%)	

**働き方改革に資する設備の例**

**<建物附属設備>**

・工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等。

**<器具備品>**

・作業場等に設置されるテレワーク用PC等。

※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。

\*事業の用に直接供される設備 (生産等設備) が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

## 木曾漆器産地活性化プロジェクトの事業報告会を開催 ～木曾漆器工業協同組合～

2月23日、塩尻市木曾平沢の活動拠点「二四重 URUSHI ART SPACE」にて、木曾漆器産地活性化プロジェクトの事業報告会が開催され、組合関係者をはじめとする関連団体や塩尻市、塩尻商工会議所などから関係者約40名が参加しました。

このプロジェクトは、県の伝統工芸品産業魅力アップ・創造事業の一環で取り組まれているもので、木曾漆器青年部と筑波大学が連携して平成28年度から進めてきました。3年にわたり取り組んできた事業内容は、空き家を活用した交流拠点「二四重 URUSHI ART SPACE」の整備、土産用箸やレンタル漆器「かしだしっき」のデザイン開発など多岐にわたります。

酒井幹治青年部部長は3年間の共同研究の成果を踏まえ、2019年度へ向けて海外展開も視野に入れたブランドイメージの発信や、奈良井宿の旅館・民宿とのマッチングによる「かしだしっき」の運用、ギャラリーやイベント活用の実績を積み「二四重 URUSHI ART SPACE」を更なる交流拠点として活用する3点を柱に活動を継続していくことが発表されました。



事業計画を発表する酒井青年部部長

## 長野県経営品質推進フォーラム－2018年度年次大会－を開催 ～長野県経営品質協議会～

3月15日、長野市「ホテルメルパルクNAGANO」にて、長野県内の企業経営者で構成されている長野県経営品質協議会（事務局：長野県中小企業団体中央会）が主催する「長野県経営品質推進フォーラム」が開催されました。今回のフォーラムテーマを「経営環境の変化に対する経営品質のあり方と有効性を探る」とし、会員（構成員）や一般参加者などおよそ60名が出席しました。

フォーラムでは、株式会社MATコンサルティングの望月広愛代表取締役社長に「人材不足・人手不足・外国人人材に対する経営品質のアプローチ」と題して基調講演をいただくとともに、実践事例報告として株式会社流機エンジニアリングの西村司代表取締役社長に「経営品質活動による事業承継の推進とその手法・効果・実績」と題し、ご講演いただきました。



基調講演をする望月氏



実践事例報告をする西村氏

株式会社流機エンジニアリングは、(公財)日本生産性本部経営品質協議会が2018年度から新たに創設した「経営デザイン認証」を受け、「経営デザインによる生産性向上プログラム」を実践していることから、参加者も熱心に耳を傾けていました。

長野県経営品質協議会では、フォーラム等を通じて、卓越した企業の実践事例等を広めながら、県内の活力ある組織や企業の育成指導、経営革新を望む組織や企業の活動支援、好循環な競争力を高める活動を推進していきます。

\*\*\*\*\*

## 中央会支援事業のご案内

\*\*\*\*\*

本会では、各種支援事業を実施していますが、  
組合での研修会等にご活用いただける事業内容をご紹介します。

### 働き方改革推進支援センター事業

対 象	長野県内の事業主	
実 施 期 間	～2020年2月上旬まで	
補助対象経費	講師謝金、会場費	
内 容	<p><b>○セミナーと相談会</b> センター委嘱の専門家（社会保険労務士等県内に10名）によるセミナー・相談会を無料で実施します。 セミナー内容は「働き方改革のすすめ方」等ご相談に応じます。 昨年度は、20組合でセミナー・相談会を開催しました。</p>	
	<p><b>○企業訪問による個別相談</b> 就業規則の作成方法、賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が企業を訪問し、5回まで無料でご相談に応じます。</p>	<p>昨年度セミナーの様子</p>

### 消費税軽減税率対応窓口相談等事業

対 象	中央会会員組合	
実 施 期 間	2019年3月6日～2020年1月31日	
補助対象経費	講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費、通信運搬費、資料印刷費	
テ ー マ 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費税軽減税率制度について」</li> <li>・「建設業における改正消費税（税率アップ・軽減税率）への実務対応」</li> <li>・「企業が押さえておきたい消費税の改正～10%と8%軽減税率のポイント～」</li> </ul>	
内 容	<p>組合が指定する講師または本会が紹介する講師による「軽減税率」や「消費税の転嫁対策」等消費税率の引き上げに関する講習会を開催する際に活用いただけます。</p> <p>昨年度は、9組合延べ330名の方に受講いただきました。</p> <p>今年10月には消費税率の引き上げと軽減税率が導入される予定です。組合での教育情報事業の一環として活用してはいかがでしょうか。</p>	
		<p>昨年度講習会の様子</p>

以上の事業に関する詳細につきましては、担当指導員までお気軽にお声がけください。

## 2019年度 支部総会日程

支部名	日 程	時 間	会 場
長 野 支 部	5月10日(金)	午後4時	長野市「メルパルク長野」
諏 訪 支 部	5月10日(金)	午後3時30分	諏訪市「ホテル紅や」
北 信 支 部	5月13日(月)	午後4時30分	飯山市「ほていや」
松 本 支 部	5月14日(火)	午後4時	松本市「ホテルモンターニュ松本」
上 小 支 部	5月14日(火)	午後4時	上田市「ホテル祥園」
佐 久 支 部	5月16日(木)	午後3時30分	佐久市「佐久グランドホテル」
木 曾 支 部	5月16日(木)	午後4時30分	木曾町「いわや」
大 北 支 部	5月17日(金)	午後4時30分	大町市「中心市街地多目的ホール」
上伊那支部	未 定		
下伊那支部	未 定		

詳細につきましては、後日お送りする案内をご覧ください。

\*\*\*\*\*

## 人事異動のお知らせ

本会では、2019年4月1日付で人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

名 前	新 役 職	旧 役 職
柳澤 道夫	ものづくり事業推進部・サポーター	参事
増山 清	参事	ものづくり事業推進部・部長
畑山 佳久	ものづくり事業推進部・部長	東信事務所・所長
小池 昭雄	東信事務所・所長	連携開発部開発課・課長
楯 直之	南信事務所・主幹	南信事務所・主査
土屋 明	連携開発部開発課・主査	東信事務所・主査
荒川 歩美	連携支援部支援課・主任	連携支援部支援課・主事
戸谷 隆広	東信事務所・主事	連携開発部開発課・主事
鈴木 尚友	連携開発部開発課・主事	連携支援部支援課・主事
山田 貞吉	働き方改革推進支援センター・センター長	働き方改革推進支援センター・コーディネーター
山内 浩	働き方改革推進支援センター・副センター長	新任
菅原 宗男	退職（2019年3月31日付）	働き方改革推進支援センター・コーディネーター

## ●働き方改革関連法の施行に向けた一層の周知啓発等の取組みについて、高階厚生労働副大臣と懇談

高橋専務理事は、2月18日、厚生労働省副大臣室において、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会联合会とともに、高階恵美子厚生労働副大臣と懇談を行い、働き方改革関連法の施行に向けた一層の周知啓発等について要請を受けるとともに、中小・小規模事業者をはじめとする企業の現状等について、意見交換を行いました。



左から、日本商工会議所・小林産業政策第二部長、全国商工会联合会・乾専務理事、高階厚生労働副大臣、全国中央会・高橋専務理事、一般社団法人日本経済団体連合会・椋田専務理事

\*\*\*\*\*

## ●都道府県中央会事務局代表者会議

全国中央会は、2月21日、都道府県中央会事務局代表者会議を開催しました。本会議では、平成31年度中小企業団体中央会の活動方針(案)、全国中央会事業計画大綱(案)および第71回中小企業団体全国大会等について協議されたほか、来賓として中小企業庁小山経営新課長にご出席を賜り、平成30年度補正予算・平成30年度予算における関連事業についてご講話をいただきました。

\*\*\*\*\*

## ●高橋専務理事、「第7回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会」に出席

高橋専務理事は、3月4日、経済産業省で開催された「第7回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会」に出席しました。同小委員会では、製品安全関連法の執行状況等、製品事故の発生状況および課題、リコールの効率向上および高齢者による製品事故、社会構造の変化・技術革新を踏まえた製品安全のあり方、および製品安全行政に関する最近の動向について討議が行われました。

# 好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 133

株式会社ハルディン（千葉県印西市）

接木ロボット導入で生産性大幅アップ。  
製造業の発想で農業のシステム化を進める。

## 「リレー生産体制」が大きな特徴

農家の高齢化が進み、後継者不足から日本農業の先行きが不安視されています。その一方で、企業が大規模農業に取り組む動きも活発化しています。



種苗からポット苗を生産

ハルディンは、千葉県印西市で数百年続く農家の跡取りだった篠原茂社長がビジネスとして農業に取り組みうと1979年に設立。植物生産に製造業の発想を取り入れ、花と野菜の苗の生産を中心に農業生産のシステム化を進めてきました。



野菜苗の生産プラント

現在、印西市に4農場（合計8万3000平方メートル）を展開。第1農場は新品種の試験、新商品の開発、第2農場は野菜の播種、接木、苗作り、第3農場は挿木によるプラグ苗の生産、第4農場はポット苗の生産などを行っています。各農場で役割分担し、リレーして商品を仕上げていく「リレー生産体制」が同社の大きな特徴です。

同社が生産・販売する園芸関連と野菜の苗は、大手総合食品メーカーなど自社農園を展開する企業等の生産者向けと、全国のホームセンターなどで販売する一般向けがほぼ半々。「ハルディン」ブランドに加え、PB商品も増えています。

## 接ぎ木ロボットを導入

長野農場（東御市）は89年に開設。本社で生産した種苗からポット苗を生産し、98年に開設した浅間、軽井沢（夏場のみの生産）と合わせて11万平方メートルの敷地面積を誇る一大拠点です。「野菜苗を作る上で大事なものは気候差。標高差を利用しているいろいろな気候が得られる長野ならではのメリットを活かしています」と篠原社長。

同社では日本向け苗の供給を目的に展開した中国農場が中国国内向けにシフト。それを補うため、長野農場でもリレー生産体制を構築し、気温差を活かした生産可能時期の拡張と多品種少量生産を前提とした商品ラインナップの充実に取り組んでいます。

平成28年度ものづくり補助金を活用し、農業先進国オランダ製の接木ロボットを導入したのもその一環。さらに中国やベトナムからの実習生を積極的に受け入れ、研修を終えた人材が現地に帰り活躍する仕組みづくりも行っています。

「オランダは九州ほどの国土にも関わらず世界第2の農産品輸出国。農業技術は日進月歩です。日本も集約農業で生産性を上げていかないと乗り遅れてしまう。我々も人とロボットをセットにして継続的に成長していこうと考えています」



活躍するベトナム人実習生

独自の生産体制を構築し、さらにシステム化・効率化・ロボット化を進める同社。新しい日本農業のあり方が垣間見えるようです。



生産性アップを実現した接木ロボット



## 株式会社ハルディン

代表 代表取締役社長 篠原 茂  
創業 1979（昭和54）年12月  
資本金 1,000万円  
本社 千葉県印西市竹袋470-4



TEL.0476-42-5858 FAX.0476-42-3114  
長野農場 東御市八重原3533-692  
事業内容 花・カラーリーフ・野菜苗の生産・販売

# 好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 134

アスリートFA株式会社（諏訪市）

未来につながる技術を目指して。  
半導体の高密度実装・組立システム開発で世界へ。

## “Future Arts”の創造

「Advance（進歩）」「Accuracy（精密）」「Assembly（組立）」の3つの技術の頭文字からとった自社ブランド「アスリート」を社名にした、アスリートFA。カメラレンズ組立機を手始めに、電子部品の組立装置やセンサー、そして半導体関連の自動化装置と分野を拡大してきました。特に自動車、スマホなどの情報端末など多様な用途に高密度・高集積の半導体デバイスが使われ、その需要は大きく伸びています。



新開発はんだボール搭載機BM-1400

「創業以来、位置決め技術、荷重制御技術、接合技術、ボール搭載技術などさまざまな要素技術を蓄積。それを活かして開発した機構、仕組みなどをカスタマイズ、応用し、さまざまな先進システムを提案しています」

2018年6月、創業30周年を期して代表取締役社長に就任した山崎晋社長はそう話します。同社の理念は「“Future Arts”の創造」。強みである開発、設計、製造の社内一貫体制を活かし将来につながる技術を創る集団として、技術の蓄積とその横展開を進めています。

## 世界初の開発にチャレンジ

「現在、半導体実装装置や液晶関連のポッティング装置など、半導体関連の自動化システムが8～9割。特に主力装置のマイクロボールマウンターは、はんだボールをウエハーに一括で載せる技術を当社が初めて開発し、国内外8割のシェアを誇っています」



微細なプロセスを測定する測定顕微鏡

はんだボールのサイズは $\phi 100\sim 250\mu\text{m}$ が主流。しかし急激に進展する半導体デバイスへの微細化・高密度化により、はんだボールの微細化も進んでいます。

関連特許を多数保有する同社はこの技術革新をチャンスととらえ、平成28年度ものづくり補助金を活用。世界初の $\phi 30\mu\text{m}$ はんだボール搭載技術の開発にチャレンジし、現在は評価中です。まさに“Future Arts”の創造の実践であり、同社の面目躍如です。



ハイスピードマイクロスコープ

新たなチャレンジに積極的にもものづくり補助金を活用している同社。山崎社長は「とても助かっている」と喜びます。そして、補助金を受けて開発に取り組むことの副次的なメリットもあります。

「資金的に助かるのはもちろんですが、補助金という“縛り”が開発側のモチベーションにつながる。（採択申請書類作成のために）自分たちが何をしようとしているのか文章にまとめなければいけないので考え方の整理がつくのも良い。開発の期限があるので計画的に進められるメリットもあります」



新機械振興賞受賞（微小球対応はんだボールマウンタの開発）

これからも補助金をうまく活用して新しい技術をどんどん創り出していきたい、と山崎社長は次のイノベーションを目指しています。



## アスリートFA株式会社

代表 代表取締役社長 山崎 晋  
創業 1988（昭和63）年9月  
資本金 8,580万円  
本社 諏訪市四賀2970-1



TEL.0266-53-3369 FAX.0266-58-1755

事業内容 各種高精密実装・組立システムの開発・設計・製造・販売、省力化ユニット装置の設計・製作・販売

第13回

# 市町村の イチオシ!

信州ならではの特色ある市町村のイチオシをご紹介します。



阿智村章  
(昭和31年9月30日制定)

Achi Village

## 阿智村



浪合パーク

星空



### 絶景に逢える阿智村

昼神温泉

ACHI・BASE

#### ～日本一の星空と花桃といで湯の郷～

阿智村は、長野県の南端、岐阜県に接する山あいの静かな村です。

村には南信州最大の温泉郷でもある昼神温泉郷があり、昭和48（1973）年に発見された新しい温泉地で、長野県の西の玄関口、中央自動車道園原ICから約10分、また飯田山本ICからも約10分の、交通が便利なところにあり、名古屋と新宿から高速バスが連絡しています。阿智川の清流をはさむように大小の温泉宿やホテルが軒を連ね、どこか懐かしい風情は、訪れるものをやさしく包み込んでくれます。

四季折々に表情を変える豊かな自然は、温泉とともに疲れた心をそっとときほぐしてくれるはずです。

#### 【日本一の花桃の里】

花桃は観賞するための桃で、阿智村では紅白ピンク3色に咲き分ける「三色花桃」を多く植栽しております。

桜のあとの4月中旬～5月中旬に開花するため、桜・花桃と長期間花を楽しめます。



花桃の里の他にも、伊那谷と木曾谷を結ぶ国道256号線は『はなもも街道』と呼ばれ、街道沿いに5,000本の

花桃が植えられています。

#### 【日本一の星空】

環境省が実施している全国星空継続観察で、平成18年度「星が最も輝いて観える場所」の第1位に認定されました。

この「日本一の星空」を地域活性、観光活性のため様々な事業に取り組んでいます。



阿智村長  
熊谷 秀樹

日本一と呼ばれる2つの地域資源は、昔から当たり前のようにあった私達にとっては普通でも、都会で暮らす方には非日常の極上な空間だそうです。

昼神温泉でゆっくりしていただいて、全国の皆さんに「感動」をおすそわけいたします。

# 弁護士の話

## 中小企業と民法改正



弁護士 林 一 樹 (松本市)

### 1 はじめに

長野県弁護士会では、中小企業の支援を担当する中小企業法律支援センターの委員会のメンバーのリレーで、2年間にわたり、事業承継に関して、「弁護士の話」というコラムを掲載させていただきました。本年度も引き続き、コラムを1年間にわたり掲載することになりました。本年度は、近年、改正が相次いだ民法について、中小企業の皆様にとって重要と思われるポイントを掲載していきたいと思えます。

現在の民法は、1050条に及ぶ条文がある重要な基本法です。大きく分けると、第1編総則から始まり、第2編物権、第3編債権、第4編親族、第5編相続の5つから成り立っています。近時の改正で主な対象となったのは、このうち、債権を中心とする部分と相続を中心とする部分です。この他にも、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等内容を民法の一部を改正する法律が平成30年6月13日に成立しましたが、以下、大きな改正となった債権及び相続関係の2つの分野における主な改正点を見ていきましょう。

### 2 債権関係を中心とする主な改正点

債権関係の規定は、明治29年(1896年)に民法が制定された後、約120年間、大規模な改正はなされてきませんでした。今回の改正は、初めての大規模改正です。平成29年5月26日に成立、同年6月2日公布、2020年4月1日に施行されるものです。改正法は、債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものです。

改正点は、多岐にわたりますが、重要な改正点は、①消滅時効に関する見直し、②法定利率に関する見直し、③保証に関する見直し、④債権譲渡に関する見直し、⑤約款(定型約款)に関する規定の新設の5つであるとされています。このうち、④を除く4つの改正点は、社会・経済の変化への対応を図るための改正であるといえるでしょう。これらの改

正点のうち、③の保証に関する見直しは、金融機関から融資を受ける場合の保証契約に関係してきますので、注意が必要です。①の消滅時効関係は、売掛債権の管理にあたって注意が必要となるでしょう。

### 3 相続に関する主な改正点

今回の相続法の改正は、平成30年7月6日に成立した2つの法律から成り立っています。「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と「公的機関(法務局)における自筆証書遺言の保管制度の創設に関する法律(以下「遺言書保管法」といいます。))です。これらの法律の公布日は、平成30年7月13日ですが、施行日については、いくつかに分かれて施行されますので、この点については後述します。相続法分野では、昭和55年以来、実質的に大きな見直しがされてこなかったのですが、改正の契機となったのは、非嫡出子の相続分に関する最高裁の平成25年9月4日大法廷決定でした。この違憲判断により、平成25年改正が成立し、これを契機として、相続法全般にわたる改正が課題として浮上してきました。

主な改正点は、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等、③遺言制度に関する見直し、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策の6つです。

これらの改正点は、中小企業経営者の皆様にとって、相続を契機とする経営の承継に密接に関係してくるため、重要な意味を持てきます。事業承継関連では、上記④の遺留分制度の改正は、遺留分の権利行使の効果について、改正前規定の規律(物件的效果)を見直し、受遺者等に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求できることとしたため(遺留分減殺請求権は、「遺留分侵害額請求権」と呼ばれることとなりました。)、従来、事業承継のネックとなっていた株式の共有化を回避できることとなりました。

改正相続法関連の施行日は、いくつかに分かれているので、注意が必要です。まず、原則的な施行日は、2019年7月1日となっています。例外として、上記③に関係する自筆証書遺言の方式を緩和する方策は、2019年1月13日に既に施行されていますし、上記①に関わる配偶者居住権・配偶者短期居住権等に関しては、2020年4月1日、遺言書保管法の施行日は、2020年7月10日となっています。

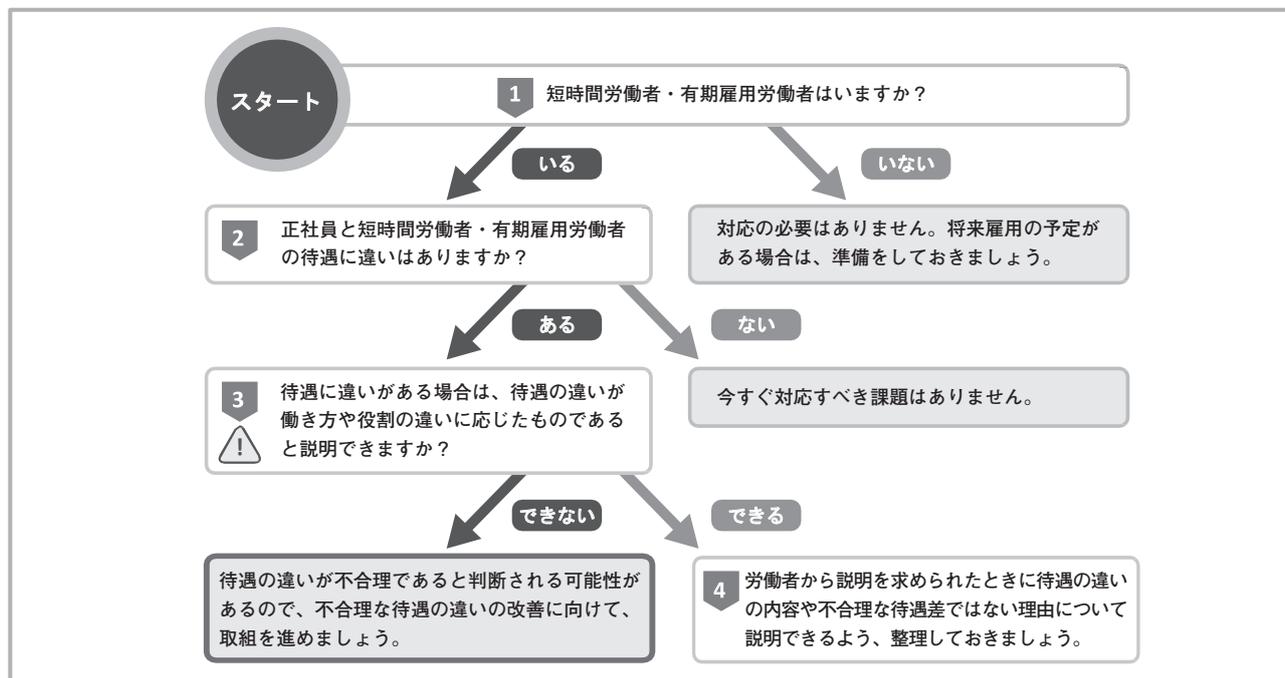
### 4 今後の予定

今後1年間、11回にわたり、まず、債権関係の改正規定から始め、次に相続関係の改正規定の重要ポイントを解説していきますので、よろしくお願いたします。

# パートタイム・有期雇用労働法（2020年4月施行－中小企業は2021年4月－不合理な待遇差の禁止）に対応するための取組手順（全体の流れ）

取組手順書は、下記のサイトに掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



- ①単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。
- ②正社員と職務内容（業務の内容・責任の程度）及び職務内容・配置の変更の範囲が同じ短時間労働者・有期雇用労働者については、すべての待遇について、差別的に取り扱うことが禁止されます。

手順番号	手 順	解 説
------	-----	-----

手順1	労働者の雇用形態を確認しましょう	法の対象となる労働者の有無をチェックします。社内で、短時間労働者や有期雇用労働者は雇用していますか？
手順2	待遇の状況を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者の区分ごとに、賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇について、正社員と取扱いの違いがあるかどうか確認しましょう。書き出して、整理してみるとわかりやすいでしょう。
手順3	待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と正社員とは、働き方や役割などが異なるのであれば、それに応じて賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇が異なることはあり得ます。そこで、待遇の違いは、働き方や役割などの違いに見合った、「不合理ではない」と言えるか確認します。なぜ、待遇の違いを設けているのか、それぞれの待遇ごとに改めて考え方を整理してみましょう。
		単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。
手順4	手順2と3で、待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」ことを説明できるように整理しておきましょう	事業主は、労働者の待遇の内容・待遇の決定に際して考慮した事項、正社員との待遇差の内容やその理由について、労働者から説明を求められた場合には説明することが義務付けられます。短時間労働者・有期雇用労働者の社員タイプごとに、正社員との待遇に違いがある場合、その違いが「不合理ではない」と説明できるよう、整理しましょう。労働者に説明する内容をあらかじめ文書に記してまとめておくとう便利です。
手順5	「法違反」が疑われる状況からの早期の脱却を目指しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と、正社員との待遇の違いが、「不合理ではない」とは言いがたい場合は、改善に向けて検討を始めましょう。また、「不合理ではない」と言える場合であっても、より望ましい雇用管理に向けて改善の必要はないか検討することもよいでしょう。
手順6	改善計画を立てて取り組みましょう	改善の必要がある場合は、労働者の意見も聴取しつつ、パートタイム・有期雇用労働法の施行までに、計画的に取り組みましょう。

まずは、手順4まではお早めに取り組むことをお勧めします。

長野労働局 雇用環境・均等室  
☎026-227-0125

# ETC

## 各種サービスのご紹介

### 大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。  
但し、1台月額3万円以上となります。

### 法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ETC 車載器の  
販売、セットアップ  
できます。

**ITS-TEA**  
一般財団法人 ITSサービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

ながの共済  
傷害共済

## 経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

# 経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000<sup>※</sup>万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は  
85歳まで!

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能



ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル ハレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099



2019年4月1日より、  
三井生命保険株式会社は  
たいじゅ  
大樹生命保険株式会社に  
社名を変更しました。

“大樹”のように、しっかりと大地に根を張り、  
お客さまを守り、よりそっていくという想いを込めて、  
『大樹生命』と命名いたしました。

皆さまの変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部	TEL:026-226-2820	あづみ野営業部	TEL:0263-84-0256
松本営業部	TEL:0263-35-8519	東御営業部	TEL:0268-64-5413
飯田営業部	TEL:0265-24-4980	上田営業部	TEL:0268-24-2755
諏訪営業部	TEL:0266-52-1356	佐久営業部	TEL:0267-62-0358

# 令和元年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎**理事会** **日時** 平成31年4月24日(水) 午後0時30分 **場所** 長野市「ホテル信濃路」

◎**通常総代会** **日時** 令和元年5月23日(木) 午後2時 **場所** 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いいたします。詳細につきましては後日案内をお送りいたします。

## 平成30年度補正 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 公募締切り迫る

事業類型と対象経費の区分	補助上限額 (補助下限額)	補助率
1. 一般型 (※1) (※2) 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	1,000万円 (100万円)	2分の1
2. 小規模型 (※1) (※2) 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	500万円 (100万円)	小規模事業者 3分の2
		その他 2分の1

※1 本事業遂行のために必要な専門家を活用する場合、補助上限額30万円アップ

※2 以下のいずれかの場合には補助率 2/3

- ・生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置した地方自治体において補助事業を実施する事業者が、平成30年12月21日の閣議決定後に先端設備等導入計画を新たに申請（計画変更含む）し認定を取得した場合
- ・3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たり付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合

公募要領等の詳細につきましては、本会ホームページにてご確認ください。

**公募第二次締切日 令和元年5月8日（水）〔当日消印有効〕**

**問い合わせ先** 長野県中小企業団体中央会 TEL 026-228-1206 (直通) TEL 026-228-1171 (代表)  
URL <http://www.alps.or.jp/mono30/>

☆働きやすい職場環境づくり  
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。”  
ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成  
退職金は、国の制度を買く活用

中退共 小企業  
退職金 積立 済制度

「中退共」で  
検索!

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>  
（財）勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート  
MONTHLY REPORT

2019  
**4**  
No.509

第509号 平成31年4月10日発行  
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）  
発行人 佐々木正孝  
発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町131-10  
長野県中小企業会館内4F  
TEL.026-228-1171  
印刷所 カシヨ株式会社

# 商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

## 01.

### 全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、  
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

## 02.

### 組合支援

中小企業組合の活動を、  
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

## 03.

### 海外展開支援

海外進出を、情報と金融で  
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 TEL:026(234)0145  
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 TEL:0266(52)6600  
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27 TEL:0263(35)6211



人を思う。未来を思う。

商工中金